

「Cネット通信・No.82」（2025/10/9）

◆◆改善事例 プロジェクトリーズ株式会社に対する申入れ

学習塾を運営するプロジェクトリーズ株式会社に対し、納入された費用について、理由の如何を問わず、返金等をしない旨の規定について、特定商取引に関する法律49条、消費者契約法9条1項1号及び同法10条に違反している等として改善の申入れをしたところ、以下のとおり改善された。

「学費規定」

プロジェクトリーズ株式会社の学費規定では、「*いただいた諸費用・期間講習費用は、日割・回数割による返金はできません。」「* 次のような場合、すでに納入された費用は理由の如何を問わず、返金及び別経費への振り替えをいたしませんので、あらかじめご了承ください（変更受付期限後の休塾・退塾の場合、手続き後自らの判断で授業に参加しない場合など）」（以下「不返金特約」という）などとされていた。

当該学費規定は、特定商取引法に関する法律49条が定める、消費者が役務提供契約等を解除した際に、学習塾の役務提供事業者が消費者に対して請求し得る損害賠償額の上限を超えており、また、消費者契約法9条1項1号の定める平均的損害を超えていると思われることから、削除等を申し入れた。

申入れの結果

学費規定が改定される度に再度改善を申し入れるなどしたことから、当初の申入れから解決までに長い時間を要したが、最終的に、不返金特約は削除された。

以 上

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7704.html>

◆◆改善事例 いびがわマラソン実行委員会事務局への申入れ

1 問題のある文言

いびがわマラソン実行委員会ホームページに掲載されていた申込規約には、①大会中の傷病発生時の応急手当につき、参加者はその方法や経過等について主催者の責任を問わないこと、②開催中の事故や傷病が発生した場合、主催者は保険の範囲内

でしか補償せず、参加者は主催者の責任を免除し、損害賠償請求をしないこと、③主催者が地震・風水害等や安全確保が難しいと判断して大会を中止・縮小した場合も含め、主催者はいかなる場合においても参加料は返金しないこと、が定められていました。

2 申入れの内容

①については、実行委員会が競技者に対して安全配慮義務を負うところ、規約は、競技者に傷病が発生した場合に応急手当を行うものの、その方法、経過等について責任を負わないとされており、このような定めは消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号によって無効になるため、改定を申入れました。

②については、実行委員会の故意又は重過失によって生じた事故や傷病で競技者に損害が生じた場合でも、損害賠償義務を免れ、その補償の範囲を主催者が加入している保険の範囲内に限定していることや、実行委員会の軽過失による事故や傷病の場合における免責規定もその過失の内容次第で、消費者契約法8条1項2号・4号によって無効となり、保険の内容によっては消費者契約法10条により無効となるため、改定を申入れました。

③については、大会を中止した場合には、原則として、民法上の危険負担により実行委員会に参加料の返還義務があるにもかかわらず時期を問わずに一律に参加料を返還しない内容となっていること、また、実行委員会の都合で大会を中止した場合には債務不履行に基づく損害賠償義務があるにもかかわらず一切参加料を返還しない内容であり、消費者契約法10条により無効であるため、改定を申入れました。

3 申入れの結果

①については、「(2) 大会開催中の傷病の発生に備えて、主催者は、救護医療体制を構築し、適宜適正な処置を取ります。」という内容に改訂されました。

②については、「(5) 私は、大会開催中の事故、疾病、紛失等への補償は、主催者が加入した保険の範囲内であることを了承します。ただし、主催者に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。」となり、「(6) 私は、大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。」の定めは削除されました。

③については、「やむを得ず中止になった場合、中止を決定した時点で実際にかかった費用等を勘案して返金の有無、金額等を決定し、返金が生じた場合は、次の各号に相当する金券等を送付します。

①2026年6月30日までに大会中止が決定した場合 参加費の70%以上（中止を

決定した時点で実際にかかった費用等を勘案して決定する。)

②2025年8月31日までに大会中止が決定した場合 参加費の30%

③2025年9月30日までに大会中止が決定した場合 参加費の10%

④2025年10月1日以降に大会中止が決定した場合 参加費は返金しない。」

との内容に改訂されました。

なお、以上の改善内容は、同事務局がすでに新旧対照表とともにホームページに掲載済みです。

以上

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7706.html>

◆◆「消費者被害の実態調査業務」(中部地方)のお知らせ

この業務は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。)が平成28年10月に施行され、また、同法の一部改正法(令和4年法律第59号)が令和5年10月に施行されたことも踏まえ、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況について、消費者裁判手続特例法による被害回復の可否につき具体的な検討を加えるとともに、消費者被害の実態調査を行うものです。

今年度は当団体と同じ適格消費者団体である「消費者支援ネットワークいしかわ」が、消費者庁より業務を委託されて実施します。

あなたやご家族・ご友人が体験した消費生活トラブルの情報をお寄せください。

※詳細は以下のリンクをご覧ください(消費者支援ネットワークいしかわ)

<https://csnet-ishikawa.com/>

<会員加入のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:Cネット)は、団体と個人の会費と寄附金により運営される認定NPO法人です。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費者主権が確立された社会を築くためにCネット東海の会員となり、活動への参加や継続的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで加入申し込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/newmember.html>

＜寄附のご案内＞

消費者被害防止ネットワーク東海(略称：Cネット)は、これまで消費者への相談活動や、不当な約款や勧誘行為などの是正を事業者を求める活動に取組み、成果を出してきました。より一層東海エリアのみなさまが安心して暮らせるよう消費問題に取り組むべく今後の目標として2015年に制定された【特定適格消費者団体の認定】を目指しています。【特定適格消費者団体の認定】には財政基盤の確立が必要不可欠です。今後も東海のエリアにおいて差止め請求訴訟を提起するなどして、消費者被害を未然に防ぎ、拡大を防止する活動を続けていくため、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで寄附のお申込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/donation.html>

【Cネットからのお願い】

※ホームページやこのメルマガ通信で、紹介・告知したい記事・イベント等がありましたら、ご投稿をお待ちしています！！

※このメルマガの転送も大歓迎です。また、知人や職場の同僚に、Cネットから直送付を希望されるときはお知らせ下さい。(氏名・アドレス・所属)

★この「Cネット通信」の【配信停止・変更】をご希望の方は、恐縮ですが、【配信停止・変更】と記載の上、cnet-tokai@cnt.or.jpへご返信ください。

⇒次回からの配信停止・変更をさせていただきます。

◇Cネットは、主に愛知・岐阜・三重で活動する適格消費者団体です

消費者庁が、昨年4月1日に「COCOLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト」を公開しました。消費者と（特定）適格消費者団体をつなぐことを目的にしています。全国の（特定）適格消費者団体の活動が紹介されています。

COCOLiS ⇒ <https://cocolis.caa.go.jp/>

⇒Cネットホームページ：<https://cnt.or.jp/>
